



緊 急

平成 23 年 3 月 14 日

会員各位

社団法人日本フードサービス協会
会 長 佐 竹 力 總

東北地方太平洋沖地震災害の支援について

東北地方太平洋沖地震の被災地の皆様、被害者の方々には、心よりお見舞い申し上げます。

スーパー広域災害とされる今般の東北地方太平洋地震災害は、従来の知見、経験を遙かに超えた、我々の予知できない大規模な自然災害となりました。報道を聞くたびに災害の影響の大きさを知り、自然災害の前では我々は成すべくもない無いことをまざまざと痛感している次第です。

協会としては、今回災害に遭遇された日頃ご愛顧をいただいているお客様の皆様に対し、また会員社間において、外食産業が一丸となって初期の段階から「助け合う」という共助の精神を組み立てることが極めて重要だと確信しております。

つきましては、積極的な支援対策を、会員社の皆様のお知恵をいただきながら、共助の精神の下、こうした不測の事態の時こそ、外食産業の社会的責任としての役割を担うべく、会員各社のお力添えとご協力をよろしくお願い申し上げます。

会員社の中には、今回の地震で被災されて現地との通信が途絶え状況把握が思うようにつかめない方も少なくありません。こうした会員社の被災地の情報不足を補うため、会員各位の従業員をはじめとする各社のネットワークを活用して、知り得た被災地の状況を協会に情報提供していただき、早期復旧の支援に役立ててまいりたいと存じますので、併せてお願い申し上げます。

また、会員社の皆様のネットワークは、被災地への食料等の物資支援にも役立たせていただきます。

協会は、以下の対策を講じることとしております。会員各社のご理解、ご協力の程なにとぞよろしくお願い申し上げます。

大地震災害に対する外食産業の取組み

1 被害状況の情報収集及び情報提供

情報収集しにくい被災地における会員社の情報収集と情報提供の支援を行います。

なお、協会のホームページに「東北地方太平洋沖地震支援」のコンテンツを開設し、情報共有を行います。（詳細は追ってご案内します）

2 物資提供の窓口及び斡旋、物資の搬送先、炊き出し等の支援（別紙１）

会員社からの食糧及び物資支援について、協会が窓口となり、農林水産省との連携により被災地への搬送のあっせん・支援を行います。

また、炊き出しについても、農林水産省と連絡を取り、物資支援と重複しないよう、現地避難場所等の提供先を、協会が調整を行います。

3 「東北地方太平洋沖地震の支援募金」の実施

- ① 被災地以外の会員社店舗において募金箱を設置し、協会がまとめて外食産業からの支援として被災地に寄付します。

なお、「東北地方太平洋沖地震の支援募金」のシールをお送りしますので、従来の「愛の募金箱」にお貼りください。また、お申し出いただければ「募金箱」自体もお送りします。

（詳細は追ってご案内します。）

- ② 会員社が独自に行っている支援募金の寄附や物資の支援を報告いただき、その内容を協会が取りまとめ、業界の取組支援として社会に発信いたします。

4 店舗における節電対策（別紙２）

東京電力及び東北電力管内の電力供給設備に大きな被害が出ており、外食産業の社会的責任からも節電への協力をお願いします。

5 行政機関・関係団体との連携

- ① 農林水産省等行政機関と密接に連携
（情報の収集提供、支援物資の搬送先等）
- ② 支援物資について食品メーカーとの連携
（食材の仕入先と共同し食料支援の実施等）

(別紙1)

食料品等の物資の輸送について

1 地震の被災地における食料が確保されるためには、応急食料支援が円滑に行われるのみならず、食料品等の店舗の営業が継続されることが極めて重要です。

2 このため、食料品・生活用品を輸送する車両に対して緊急通行車両確認標章が交付されることとなりました。

3 外食業界としても、標章の活用により、支援物資の運搬と地域店舗の営業の確保により、被災地域の早期復旧に努めてまいりたいと思います。

会員各社のご協力をお願いいたします。

〈被災地に食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について〉(警察庁情報)

1 概要

災害応急対策(緊急輸送等)を的確かつ円滑に実施するため、食料品・生活用品を輸送する車両に対し緊急通行車両確認標章を交付する。

2 緊急通行車両確認標章の交付

(1) 対象車両

以下の要件をすべて満たす貨物自動車

- 広く販売・配布される食料品・生活用品(燃料を含む。)を輸送するもの(現に積載しているものに限る。)
- 企業が使用するもの
- 目的地が宮城県以北(宮城県を含む。)のもの

(2) 緊急通行車両確認標章の交付場所

警察署を原則とする。

(3) 緊急通行車両確認標章の有効期間

1ヶ月

3 標章の交付

・緊急通行車両確認標章は、出発地の警察署等で交付を受けてください。

4 問い合わせ先

緊急交通路及び緊急通行車両確認標章については、最寄りの警察署又は都道府県の事務所等にお問い合わせください。

(参考)警察庁ホームページのうち地震関係

<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/index.htm>

(別紙2)

節電の取組について

- 1 今回の地震により、東京電力及び東北電力管内の電力供給設備に大きな被害が出ており、全力を挙げて復旧作業が行われているところです。

しかし、復旧後も、発電施設の状況により供給力不足が生じることが見込まれます。このため、政府は、電気の使用に当たって極力節電するよう呼びかけています。また、東京電力は、地域ごとの計画停電を実施しています。

- 2 外食業界としても、このような事態に対し、店舗における節電に協力してまいりたいと思います。

1 店舗だけでの電力需要抑制は大きいとは言えませんが、業界全体で節電に取り組むことでかなりの需要抑制効果があります。また、外食産業の協力体制・姿勢を社会やお客様に示すことでも意味があります。さらに、省エネによるコスト削減にもつながります。

ぜひ、会員各社の節電に対するご理解、ご協力をお願いいたします。

〈検討例〉

- ① ネオンや大看板のサインの消灯
- ② 店舗内温度、本社・本部温度の引下げ
(1℃下げること約10%の節電)
- ③ 店舗内照明を落とす、不使用場所の消灯
- ④ 回転看板(回転ポール)の停止
- ⑤ BGM(音楽)の中止
- ⑥ 冷凍機の出口冷水温度を高めに設定
(例: 7℃→9℃にすることで約7%の節電)
- ⑦ 空調機内のフィルター類の清掃
(最大で約30%の節電)

(参考) 東京電力のホームページ

<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>